

和気町議会事務局
障がい者活躍推進計画

令和7年4月

機関名	和気町議会事務局
任命権者	和気町議会議長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日(5 年間)
和気町における障がい者雇用に関する課題	令和元年 6 月に、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がいのある人を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に則して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画(以下「障害者活躍推進計画」という。)を作成することとされた。 和気町議会事務局では、令和 6 年 4 月現在で職員総数 3 名の小規模な機関であり、和気町より職員が出向されるため、これまで障がいのある人に限定した募集・採用は行っていない。 この度、本計画期間が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了するが、今後も更に、機関内において障がいのある人の雇用の推進に関する理解を促進するため、本計画を作成する。
目標	
① 採用に関する目標	町長部局と併せて、障がいのある人の応募を念頭においた形で募集・採用を目指す。
② 定着に関する目標	なし ※今後、障がいのある職員の定着状況を把握する。
取組内容	
① 障がいのある職員の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、議会事務局長を選任する。 ○障がいのある職員からの相談を受け付ける障害者職業生活相談員の選任の有無に関わらず、障がいのある職員が在籍した場合には、町総務課に設置してある相談窓口を紹介する旨、庁舎掲示板等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、速やかに選任するとともに、必要な資格要件の習得を徹底する。
② 障がいのある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出	○在職中に疾病・事故等により障がいを持った職員について、業務遂行が困難となった旨の相談があった場合は、町総務課及び労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

③ 障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○新規に採用した障がいのある職員については、定期的に面談することにより必要な配置等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
④ その他	○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がいのある人の活躍の場の拡大を推進する。